

令和6年6月5日「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」可決・成立

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべてのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策に実施に必要な措置などが講じられた。

■主な改正内容

児童手当の抜本的拡充

こども誰でも通園制度の創設

ヤングケアラー支援の法制化

子ども・子育て支援金制度の創設 等

これらの施策を進めるため、児童手当法、子ども・子育て支援法、児童福祉法、社会福祉法、子ども・若者育成支援推進法等が改正された。

子ども・若者育成支援推進法で、国・地方公共団体が支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記された。

子ども・若者育成支援推進法の基本理念を定めた法第2条第7号において、ヤングケアラーについて、「**家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者**」と定義された。

今後、こども家庭庁の施行通知等を確認し、本市施策を検証

ヤングケアラー支援の強化にかかる施行通知のポイント①

令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

【定義】

- ヤングケアラーの定義中の「過度に」とは、子ども・若者が「家族の介護その他の日常生活上の世話」を行うことにより、「社会生活を円滑に営む上での困難を有する」状態に至っている場合、すなわち、こどもにおいてはこどもとしての健やかな成長・発達に必要な時間（遊び・勉強等）を、若者においては自立に向けた移行期として必要な時間（勉強・就職準備等）を奪われたり、ケアに伴い身体的・精神的負荷がかかったりすることによって、負担が重い状態になっている場合を指すもの。
- 「家族の日常生活上の世話」には、法文上明示されている「介護」に加え、幼いきょうだいの世話、障害や病気等のある家族に代わって行う家事や労働のほか、目の離せない家族の見守りや声掛けなどの気遣いや心理的な配慮、通訳なども含まれる。

【支援の対象年齢】

- こども期（18歳未満）に加え、進学や就職の選択など、自立に向けた重要な移行期を含む若者期を切れ目なく支えるという観点からおおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ、40歳未満の者も対象となり得る。



ヤングケアラーの対象を「子ども・若者」と定義された

ヤングケアラー支援の強化にかかる施行通知のポイント②

令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知

【具体的な支援のあり方（ヤングケアラーの把握）】

- まずは、ヤングケアラーが安心して自身や家庭の状況を話せる関係づくりが重要であり、ヤングケアラーの状況や心情に関する学校関係者等の理解促進に努める必要がある。その上で、主に市区町村において任意の記名式等個人を把握することが可能な方法により調査を実施することが必要。
- 特にこどもについては、自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられることから、市区町村（こども家庭センター）から学校等の関係機関を通じて、ヤングケアラー自身に気づきを与えるようなアンケートを行うことが有効。
- ヤングケアラーへの支援を進めるに当たっては、特に支援の必要性、緊急性が高い者を特定し、優先的に支援を展開していくことも重要。特に優先的に支援を行う必要性の高いケースとしては、保護者に病気や障害があるなどして日常的なケアを要したり、ケアの担い手が当該こどものみであったりするなどし、保護者に対するケアを当該こども・若者が長時間担っているケースが想定
- 市区町村におけるヤングケアラーの把握のための調査は、定期的な実施が望まれる。（少なくとも年に1回程度）



ヤングケアラーを把握するための調査が必要（少なくとも年に1回程度）

ヤングケアラー支援の強化にかかる施行通知のポイント③

令和6年6月12日付けこ支庁第265号こども家庭庁支援局長通知

【具体的な支援のあり方（ヤングケアラーへの支援）】

・ 18歳未満の支援

要支援児童等に該当する児童については、市区町村のこども家庭センター等においてサポートプランを作成し、包括的・計画的に支援。当該児童やその保護者が支援を拒否している場合等であっても、サポートプランの作成に向けた働きかけを丁寧に行う。

・ 18歳以上の支援

特に若者の世代は活動圏域が広域になること等を踏まえ、主に都道府県において体制を整備。

年齢により切れ目なく支援を行うために、市区町村としても支援体制を整備。特に、本人が担っているケアを外部サービスの導入により代替していくといった具体的な支援の段階においては、市区町村が中心的な役割を果たすことを期待。

・ 実態把握・支援の実施状況の定期的な照会・公表

各市区町村におけるヤングケアラーの把握・支援の実施状況（サポートプラン作成状況を含む）は、こども家庭庁より定期的に照会・公表。

18歳未満は市町村が支援を実施。

18歳以上は都道府県が体制を整備するが、具体的な支援の段階においては市町村が中心的な役割を果たす。

（市町村における把握・支援の実施状況は定期的に照会・公表）